

検数・鑑定・検量事業について

目 次

1. 検数事業等の概要について(港湾運送事業法)
2. 検数事業等の規制の変遷について
3. 検数・鑑定・検量事業免許の経緯
4. 検数事業者等の収支状況(平成11年度から平成13年度)
5. 検数人等の年齢構成
6. 諸外国の検数・鑑定・検量について
7. 検数・鑑定・検量事業の規制緩和の考え方

参考資料: 検数・鑑定・検量事業の概要

検数事業等の概要について (港湾運送事業法)

1. 定義(法第2条第1項、第6項)

検数…船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明

鑑定…船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定

検量…船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明

検数人…職業として検数に従事する者

鑑定人…職業として鑑定に従事する者

検量人…職業として検量に従事する者

2. 事業の免許(法第4条)

検数事業等を営もうとする者は、港湾運送事業の種類(検数、鑑定、検量)ごとに国土交通大臣の免許を受けなければならない。

3. 免許基準(法第6条)

大臣は、免許をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしてなければならない。

一 当該事業の開始により、港湾運送供給量が港湾運送需要量に対して著しく過剰にならないこと。

二 (略)

三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること

四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること

五 当該事業の経理的基礎が确实性を有すること

4. 検数人等の登録(法第7条)

検数人、鑑定人又は検量人になろうとする者は、その者の住所を管轄する地方運輸局(運輸管理部を含む)の検数人登録簿、鑑定人登録簿又は検量人登録簿に、国土交通省令で定める手続により、登録を受けなければならない。

5. 欠格事由(法第7条の2)

一 成年被後見人又は被保佐人

二 1年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

三 第16条の3第2項の規定により登録の取消を受けた日から1年を経過しない者

6. 登録の抹消(法第7条の3)

地方運輸局長は、検数人等が次の各号の一に該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

- 一 業務を廃止したとき
- 二 死亡したとき
- 三 前条第1号又は第2号に該当するに至ったとき
- 四 第16条の3第2項の規定により登録の取消をしたとき

7. 運賃及び料金の認可(法第9条)

- 1 港湾運送事業者は、省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
- 2 大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によってこれをしなければならない。
 - 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
 - 二 特定の利用者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

8. その他

・氏名の明示(法第16条の2)

検数事業等の免許を受けた者は、検数、鑑定又は検量の依頼を受けた場合には、当該検数等に従事する者の氏名を依頼者及び関係人に告げなければならない。

・検数人等の禁止行為(法第16条の3)

- 1 検数人等は、船積貨物について左の各号に該当する行為をしてはならない。
 - 一 箇数の不正な計算又は受渡の虚偽の証明
 - 二 積付に関する虚偽の証明又は鑑定
 - 三 容積又は重量の不正な計算
- 2 地方運輸局長は、検数人等が前項の規定に違反したときは、1年以内において当該検数人等の業務の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

検数事業等の規制の変遷について

1. 海上運送法(昭和24年6月1日公布)

事業届出制、運賃料金届出制、検数人等登録制

(1) 関係条文

第2条第8項(定義)	検数・検数事業・検数人
第9項(定義)	鑑定・鑑定事業・鑑定人
第10項(定義)	検量・検量事業・検量人
第23条(事業の届出)	事業開始の日から30日以内に、届出
第35条(登録)	検数人等の登録

2. 港湾運送事業法(昭和26年5月29日公布)

荷役事業、はしけ事業等の港湾運送事業について運輸大臣の登録制

3. 港湾運送事業法の一部改正(昭和34年3月30日公布)

港湾運送事業について、登録制から免許制に変更するとともに、検数事業等を港湾運送事業の一種として免許制に移行

(1) 関係条文

第2条第1項第6号(定義)	検数
第1項第7号(定義)	鑑定
第1項第8号(定義)	検量
第6項(定義)	検数人、鑑定人、検量人
第3条第5号(事業)	検数事業
第6号(事業)	鑑定事業
第7号(事業)	検量事業
第5条(免許)	事業の免許
第7条(登録)	検数人等の登録

* 事業の届出制から免許制へ、運賃料金の届出制から認可制への変更以外は、条文の書き振りを含め際立った変更はない(検数人等の登録・欠格事由・登録の抹消・登録料の納付・氏名の明示・検数人等の禁止行為)。

(2) 港湾運送事業法に規定されることとなった理由

海上運送法が制定された昭和24年当時は、港湾運送事業法が制定されていなかったため、同法で規定された。しかしながら、検数事業等は、港湾運送事業法と極めて密接な関係を有し、所管が港湾局となっていること、検数事業等が公共性を有し、対外取引上信用を保持する上で適正な監督を行う必要があるため、昭和34年の港湾運送事業法の大改正で、事業の免許制になった際に、港湾運送事業法で規定することが適当とされた。

検数・鑑定・検量事業免許の経緯

事業者総数：34社(ただし、検数と検量、鑑定を兼ねるものはそれぞれ3社、10社ある。)

1. 検数事業

(免許廃止時期及び数)

免許数：現在数7(20)

取得経緯：昭和37年(2社)

38年(2社)

40年(10社)

41年(4社)

42年(1社)

47年(1社)

昭和41年…2社

42年…7社

45年…2社

46年…1社

平成11年…1社

(小計 13社)

2. 鑑定事業

免許数：現在数16(26)

取得経緯：昭和38年(5社)

39年(1社)

41年(3社)

42年(15社)

43年(1社)

44年(1社)

昭和54年、56年、

60年、62年…各1社

平成4年、6年、

10年、11年…各1社

平成14年 …2社

(小計 10社)

3. 検量事業

免許数：現在数25(37)

取得経緯：昭和38年(6社)

39年(1社)

40年(2社)

41年(3社)

42年(13社)

43年(3社)

44年(2社)

47年(2社)

50年(3社)

51年(1社)

56年(1社)

昭和54年、56年、

61年、62年…各1社

平成4年 …1社

6年 …2社

10年 …1社

11年 …1社

13年 …1社

14年 …2社

(小計 12社)

検数・鑑定・検量事業免許一覧表

番号	事業者名	住 所	免許の種別		
			検数	鑑定	検量
1	(社)日本貨物検数協会	東京都中央区築地1-10-3			
2	(社)全日本貨物検数協会	東京都港区海岸3-1-8 ポートビル芝浦			
3	(社)日本海事検定協会	東京都中央区八丁堀1-9-7(海事ビル)			
4	(社)日本油料検定協会	神戸市中央区海岸通2-2-3(東和ビル)			
5	(財)新日本検定協会	東京都港区高輪3-25-23(京急第二ビル)			
6	(財)日本穀物検定協会	東京都中央区日本橋兜町15-6(製粉会館)			
7	日本検査(株)	東京都江東区亀戸1-5-7			
8	海外貨物検査(株)	東京都中央区日本橋兜町15-6			
9	日都検数(株)	東京都中央区月島4-14-7			
10	大阪港検数(株)	大阪市港区築港4-2-17			
11	島本海運(株)	和歌山市築港5-7			
12	七尾港筏(株)	七尾市万行町五部129-15			
13	(株)国際海事検定社	横浜市中区海岸通1-1(海洋会館ビル)			
14	ユナイテッド・ステイツ・コンサルティング(株)	東京都千代田区丸の内3-2-3			
15	インターテックステイティング・サービス・ジャパン(株)	東京都江東区永代2-31-1(永信ビル)			
16	ユース・アンド・カンパニー・リミテッド	東京都港区芝3-5-1			
17	アソシエテッド・マリン・サービヤーズ・リミテッド	東京都中央区京橋3-9-2(宝国ビル)			
18	神戸海事検定(株)	神戸市中央区江戸町95(井門神戸ビル)			
19	(株)オリエンタル鑑定	東京都中央区八丁堀3-14-4(藤ビル)			
20	(株)ホムリガ商会	北九州市門司区港町9-9			
21	三興企業(株)	大阪市中央区安土町1-4-11(エンパイヤビル)			
22	(株)塩田商会	神戸市中央区明石町30			
23	(株)カミックス	神戸市中央区浜辺町4-1-11			
24	中部木材検量(株)	名古屋市港区木場町8			
25	名古屋港木材検量(株)	愛知県海部郡飛鳥村西浜8			
26	(株)石油検定社	神戸市中央区元町通2-9-1(元町プラザビル)			
27	(株)シンモッケン	東京都江東区東陽1-33-1-201			
28	東京木材運輸(株)	東京都中央区月島4-18-1			
29	東京港筏(株)	東京都中央区月島2-3-15			
30	鈴与(株)	静岡市清水入船町11-1			
31	(株)清水木材倉庫	静岡市清水折戸2-1-2			
32	南西査定(株)	那覇市泊3-17-4(ライトマンション502号)			
33	(社)全沖縄検数協会	那覇市港町2-12-18			
34	アジア検査(資)	那覇市港町2-17-13(琉球中央倉庫ビル)			
	34社		7社	16社	25社

検数事業者等の収支状況(平成11年度から13年度)

(単位:千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	平成13年度
検数事業収入	38,332,672	36,828,889	34,156,840
鑑定事業収入	4,501,461	4,222,984	4,065,338
検量事業収入	12,086,676	10,073,376	7,520,312
事業収入計	54,920,809	51,125,249	45,742,490
その他事業収入	101,928,081	104,984,607	92,544,679
収益合計	156,848,890	156,109,856	138,287,169
検数事業費用	38,663,973	37,306,631	34,229,915
鑑定事業費用	4,429,091	4,128,716	4,071,861
検量事業費用	12,631,163	10,205,893	7,841,101
事業費用計	55,724,227	51,641,240	46,142,877
その他事業費用	96,644,578	100,161,202	88,189,460
費用合計	152,368,805	151,802,442	134,451,327
事業損益	-803,418	-515,991	-400,387
その他事業損益	5,283,503	4,823,405	4,355,219
営業損益	4,493,177	4,300,245	3,836,213
経常損益	5,003,688	3,920,368	4,750,188
当期損益	1,403,603	963,007	-726,622
次期繰越損益	412,232	6,187,934	4,813,676

(注)34事業者中、平成11年度は27事業者、平成12年度は28事業者、平成13年度は、29事業者の合計値である。

検数人等の年齢構成

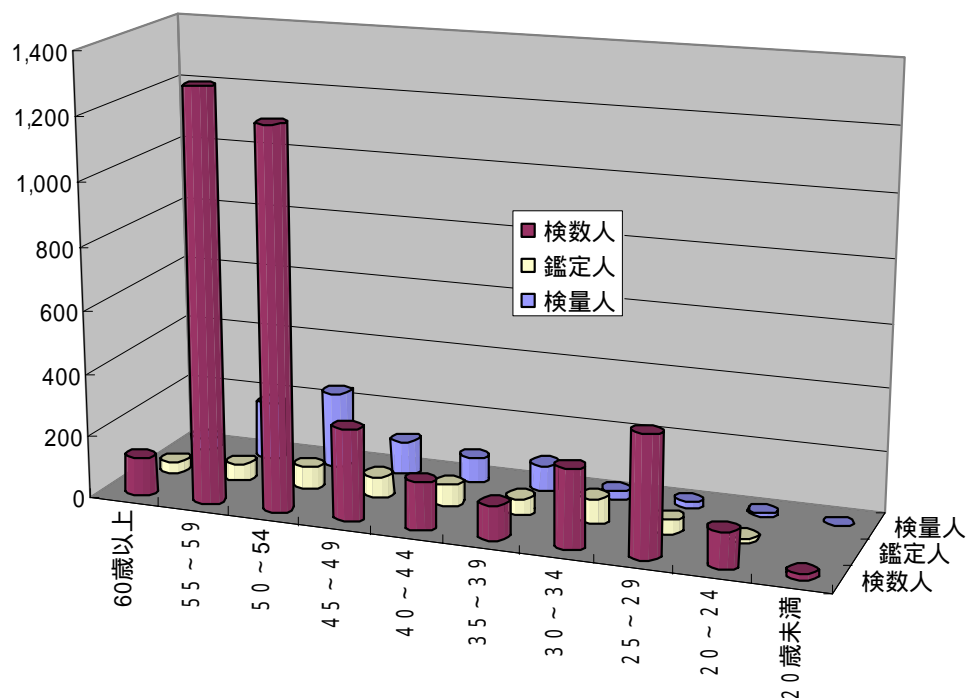
(平成15年3月現在)

(単位:人)

年齢	検数人	鑑定人	検量人	合計
60歳以上	121	36	41	198
55～59	1,300	55	185	1,540
50～54	1,203	73	243	1,519
45～49	292	67	109	468
40～44	154	68	82	304
35～39	109	51	83	243
30～34	250	80	26	356
25～29	383	44	20	447
20～24	117	15	13	145
20歳未満	19		2	21
合計	3,948	489	804	5,241

数字は、(社)日本貨物検数協会、(社)全日本検数協会、(社)日本海事検定協会及び(財)新日本検定協会の4団体に所属する検数人等の人数である。

(注)検数人等の登録が重複しているため、主とする事業区分で集計した。また、一部派遣者を含む。



諸外国の検数の実態

検数事業の有無	シンガポール ある	ポートケラン ある	上海 ある	釜山 ある	基隆 不明	香港 ある	ル・アーブル ない	ロサンゼルス ない
事業規制の有無	ない	ある	ある	ある	不明	ない	ない	ない
規制の内容		届出制	許可制	登録制	不明			
専業/兼業	兼業が大半	両方存在	専業	専業	不明	両方存在		
検数人の資格	企業内で一定の教育を受ければ、誰でも従事できる	高卒以上で社内でのOJT受講者	不明	検数士資格証が必要(国又は地方自治体による試験)又、企業内で一定の教育を受ければ、検数補助士として従事可能	不明	建前上、私企業ベースで教育を実施。		
料金制度	不明	折衝料金及び業界で決定した料金	不明	申告料金(同業企業体で決定した料金)	不明	不明		
その他	検数専業を専業で行う者は少ない。常時PSA内で業務を営むためにはPSA発行のライセンスが必要。	登録時、港湾管理者による審査がある。	2004年1月1日から新たに港法が施行される。その中で港湾検数業者としての内審が位置付けられている。又、罰則規定も設けられている。	施行令に基づき、登録要件として、港湾別の資格検数員数を定めさせている。	一定の労働者数が要件となっている。(前回調査による)		スチベ、船会社、フオワダ等によって数の施設が行われている。	検数業はないがILWU (International Longshoremen's and Warehousemen's Union)からチェッククラークが派遣される。

諸外国の鑑定の実態

鑑定事業の有無	シンガポール ある	上海 ある	釜山 ある	基隆 ある	香港 ある	ル・アープル ある	ロサンゼルス ない
事業規制の有無	ない(ただし、 パームオイル と関連製品は あり)	ある	ある	ない(ただし、 保険関係の損 害鑑定のみあ り)	ない	ある	
規制の内容		許可制	登録制				
専業/兼業		専業	検量と兼業	専業	両方存在	不明	
鑑定人の資格		不明	鑑定士資格証 が必要(国又は 地方自治体に よる試験)	企業内で一定 の教育を受け れば誰でも従 事できる。	企業内で一 定の教育を受 ければ誰でも 従事できる。	不明	
料金制度		法定料金と折 衝料金	申告料金(同業 企業体で設定し た料金)	折衝料金	折衝料金	不明	
その他	検査という観 念で取り扱わ れている。パ ンカーサーベ イに関して は、2002年に 不正事件が 起こったた め、ライセンス が義務付けら れた。	輸出入商品 検査種類表 に記載されて いる品目で、 通関に關係 する場合は み検査局が 鑑定を実施。 その他につい ては、一般の 商品検査公 司でも実施が 可能(前回調 査による)	特になし	保険関連の損 害鑑定のみ財 政部に届出が 必要。鑑定人 は国家資格 (書類審査)で あり、穴格事 項は我が国と ほぼ同様。	香港政策上も 自由主義で、 私企業検査 会社が実施し ており、アル バイトも業務 を行っている。 る。	依頼者からの 要請により、ト ラブルの発生 が予測される 場合に実施さ れる。	保険会社が 手配するサ ペイヤーが鑑 定を行う場合 がある。

諸外国の検量の実態

	シンガポール	ポートケラン	上海	釜山	基隆	香港	ル・アープル	ロサンゼルス
検量事業の有無	ある	ある(特殊、例外的な場合に利用)	ある	ある	ある	ある	不明	ない
事業規制の有無	ない	ない	不明	ある	ない	ない	不明	
規制の内容								
専業/兼業	鑑定と兼業	鑑定と兼業	不明	鑑定と兼業	鑑定と兼業	両方存在	不明	
検量人の資格	企業内で一定の教育を受ければ誰でも従事できる	企業内で一定の教育を受ければ誰でも従事できる	不明	鑑定と兼業 国又は地方自治体による試験に合格	鑑定と兼業 企業内で一定の教育を受ければ誰でも従事できる	不明	不明	
料金制度	不明	折衝料金	不明	申告料金 (同業企業体で設定した料金)	折衝料金	不明	不明	
その他	倉庫業者や港湾運送事業者が重量、容積等に疑義がある場合に、独自に確認するか、検査会社が確認、証明する場がある。	基本的には荷主の申告数量。荷主が必要とする場合は検査会社に依頼する。	不明	特になし	サーベイ会社(個人ベースが多い)が行う。	個々の検査会社が依頼に応じて実施。	特になし	荷主が重量記載の責任を持つ。

検数・鑑定・検量事業の規制緩和の考え方

1. 現状認識と将来の取り扱い

検数、鑑定、検量事業(以下「検数事業等」という。)は、歴史的にも海上貿易を円滑に行うために不可欠な業務として、世界的に認知されている重要な業務である。一方、検数事業等は、コンテナ化が導入される昭和40年までは、在来船における労働集約型の作業であったが、それ以降のコンテナ化、専用船化に伴って、機械化されチェックをする場面や作業内容が革新的に変化した。それにより、様々な合理化やコスト構造の変化が生じて現在に至り、物流における輸送形態の変化などにより、事業量的には年々減少している。

今後さらにこの傾向は続くと考えられるが、一方、輸送の安全管理、セキュリティの確保、社会悪品の不正輸送の防止などの新たなニーズに対応し、情報プラットフォームやICタグ等のIT化の進展に対応した物流情報ネットワークの構成員としての役割を担うなど業務内容が広範化、複雑化することが考えられる。

以上のことから、将来的にも依然として目視によるチェックや証明を行うという役割は残ると考えられ、新たなニーズに柔軟に対応し、検数事業等の健全な発展を確保できるようにし、かつ、これらの公益的な役割を維持するためには、今後ともこれら事業に対する行政上の関与が必要であると考えられる。

2. 需給調整規制の取扱い

検数事業等は、昭和24年の海上運送法成立に伴い、運輸大臣の登録制としてスタートしたが、昭和34年の港湾運送事業法改正で、港湾運送事業法に取り込まれ、同法第2条第1項第1号から第5号の事業(以下、「港湾荷役事業」という。)と同様港湾運送事業の一種として、事業については免許制、料金については認可制とされたところである。

一方、免許制とはいいいながら、港湾荷役事業と異なり、免許の単位が港湾単位でなく全国で一本であり、免許に当たって需給調整をどこまでみていたかという点や施設、労働者の保有基準が設定されていないという差があり、実態的にはより許可制に近いものがある。このため、今回地方港も含めて港湾荷役事業が免許制から許可制に変わった場合、検数事業等だけを免許制にしておく理由に乏しいと考えられる。

3. 許可基準の在り方

仮に免許制から許可制に移行した場合、形式上参入が容易になるが、前述のとおり、現在でも免許単位が全国単位であることから、現行とそれほど変化がないと思われる。一方、検数事業等に対するニーズの変化や社会の要請の変化に対応するとともに、参入が容易になることに伴う弊害を除去するため、許可基準の在り方を検討する必要がある。この場合、ポイントは、検数事業等が第三者的立場で証明行為を行っているため、特定の者の特定のニーズにのみ対応した(恣意的な)ものを排除するとともに、検数等事業者が行う証明が国際的な信用を得ているため、これを阻害するような質の低い事業者が参入し、安易に「開業・廃業」する事態は避けなければならない。

具体的には以下の点を考慮する。

- (1) 規模要件・・・全国一本許可が望ましい。限定をつける場合でも、ある程度の広さの守備範囲を有すること。こうした場合、比較的規模の大きい港湾における作業を行うためにも一定の数の検数人等を有することが望ましい。
- (2) 経営的基盤・・・財務的な裏付け(資本金、事業用資機材、資金計画など)が必要。
例えば、事業の固定費部分を特定の者(ユーザー)が負担している場合などは不相当と考えられる。
- (3) 技術的裏付け・・・各事業ごとに教育訓練規定(既存の研修の利用を含む。)の明示、有資格者名簿の提出、新しいニーズに対応した資格・講習等の見直し(事業計画に記載)。
- (4) 事業者責任・・・事業計画に、雇用する検数人等の名簿、訓練終了及び認定日などの個人情報に記載する。禁止行為等も明示する。

4. 検数人、鑑定人及び検量人の登録制度のあり方

昭和24年の海上運送事業法制定以降現在まで、検数人、鑑定人及び検量人(以下「検数人等」という。)の登録制が実施されているが、登録の要件として年齢、過去の法違反の有無等を挙げているだけで能力を要件としていない。

実際、検数人等に対する教育や技術レベルの維持は、雇用主に依存している。また、海上運送事業法制定時と異なり、検数等の行為が個人レベルではなく組織レベルで行われるようになってくると、利用者としては個々の検数人等をみて仕事を依頼するというより、検数事業等を行う事業者を判断して仕事を依頼するケースが多いと考えられ、検数人等の登録制度が今後とも必要か、前述のように許可要件の中で検数等業務に携わる者の教育訓練体制、社員管理体制をみることにより目的が達成できるか否か検討する必要がある。

なお、登録制が廃止されることによって、港湾運送事業法による個人に対する規制はなくなり、企業認定資格となるが、現在手帳を保有している者の取り扱いについては、一定の経過措置を設けるなどの検討が必要である。

検数・鑑定・検量の概要

1. 検数

検数業務とは、

船社・荷主の委託を受け、船舶による輸出入貨物の積み卸しに際して

どんな貨物(品名・荷印・荷姿・荷番)を、どれだけ(個数・数量)、どのような状態(損傷の有無・程度)で受渡したかを正確に確認し、その結果を誰が見ても的確に理解できるように書類に記録し、受渡しの証明をする業務。

また、これに関連して荷役の進行状況の記録等も作成する。



2. 鑑定

鑑定業務とは、

船社・荷主の委託を受け、船舶への積込時の貨物の状態を確認し、海上輸送に適した積付けであるかを確認する業務。

また、港湾運送中に事故が発生し貨物に何らかの損害が生じた場合、貨物の損害の調査、原因の鑑定を行う業務等。

(1) 倉口検査

積載貨物に異常・損傷が認められた場合、主として倉口周辺を中心に調査し、損害の程度と原因を検査する。

(2) 積付検査

危険な貨物(劇物、流動しやすい貨物、鋼材等の重量物等)を積載する場合、航海中の事故を防止するため積付けが良好に行われたことを検査証明する。

(3) 喫水検査

受渡し重量を本船の排水量を基準に算定し、証明する。

(4) 積荷重量検定

載貨重量表を有しない、はしけ等に積載された貨物重量を算定し、証明する。

(5) 液量検定・清掃検査

液体貨物の容積及び重量を算定する。

積載予定貨物と他貨物との混合、汚染等を防止し、品質の安全性を確保するためタンク等の清掃状態を検査する。

(6) 貨物の損害及び原因鑑定

船舶にて積載輸送された貨物に損害が発生した場合、その損害原因、状態及び程度を調査し、責任の所在を明らかにする。



(2) 積付検査

(3) 喫水検査



(4) 積荷重量検定



(5) 液量検定



清掃検査



3. 検量

検量業務とは、

船社・荷主の委託を受け、船舶による輸出入貨物の積み卸しに際して

どんな貨物(種類・銘柄)を、 どれだけ(個数・正味重量)、積み卸したかを正確に確認し、その結果を誰が見ても的確に理解できるように書類に記録し、証明をする業務。

